

別紙2 完全電子化に向けた取組の検討事項について

電子化していない部分について、市民等の来庁、郵送対応等が発生しないように、以下の観点から完全電子化に向けた取組を検討してください。

項番	取組	内容	対応策（例）
1	本人確認の見直し	必要最小限の範囲で求めるとともに、行政手続の特性に見合った本人確認を行うように検討を進めるものとします。	アカウント作成など、認証機能がある場合、その機能をもって本人確認を行ったものとする。
2	添付書類のデジタル化	添付書類が本当に必要か再評価し、原本性の確認が担保できるよう省略に向けた検討を進めるものとします。	(1) 必要に応じて本人同意、室課調整を行った上、情報連携等によって添付書類を省略する。 (2) 本人確認書類を電子化（コピーや写真をPDF化）し、信頼できるシステム（※）による暗号化通信を介して添付資料として求めることで、本人確認を行ったものとする。（※デジタル政策室が提供するシステム/ISO 認証（27001等）の取得企業によるシステム/LGWAN-ASP 登録システム/国又はその関連団体が構築したシステム）
3	対面確認、現物確認の見直し	必要最小限の範囲とし、申請者等の負担軽減、審査事務の合理化の観点から、当該確認方法の廃止、電子化相談等の代替手段や業務フローの見直し等の検討を進めるものとします。	本人確認のレベルに応じて対応する。（※別表1）

項番	取組	内容	対応策（例）
4	キャッシュレス決済への対応	金銭納付するためだけの来庁をなくし、利用者の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済の実現に向けて検討を進めるものとします。	電子申込システムを利用し、キャッシュレス決済を導入する。
5	入力の簡素化	利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないよう簡素な入力方法の検討を進めるものとします。	業務フローを再検討する。
6	業務委託等を行っている行政手続について	（１） 業務委託先におけるネットワークやシステム上のセキュリティを確保しつつ、電子化を検討するものとします。 （２） 現状の契約期間中に対応が難しい場合は、次回の契約更新時にシステム整備に係る費用対効果を踏まえて、電子化実施に向けた方策を検討するものとします。	—

別表1（「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定・資料公開）」から抜粋し簡略化）

レベル	本人確認の度合い	認証の度合い	オンライン手法（例）
A	対面での身元確認相当	多要素認証 （電子署名＋電子証明書）	マイナンバーカードのICチップに内蔵された本人確認を電子的に行うことができる『電子署名』を使って確認
B	遠隔又は対面での身元確認相当	多要素認証 （オンライン＋対面）	事前に対面での身元確認後オンライン申請 オンライン申請後、窓口で身元確認
C	身元確認の必要がない自己表明	単要素認証	身元確認を行わずにオンラインでアカウントを作成し、アカウント作成後は単要素認証で本人認証を実施。